

Title	昭和六一年度修士論文要旨；昭和六一年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.143- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙

報

昭和六一年度修士論文要旨

史学専攻

(国史学)

律令外位制に関する考察

上野純也

大宝律令で、通常の位階（内位）とは別に成立した律令外位制は、郡司四等官、軍団大・少毅、国博士・医師、帳内・資人等の就官者に授与される位階系列であるが、その性格は、まだはつきりしていない。

本論文では、関連性が指摘されながら、充分な検討のなかつた中国の視品制、及び從来触れられなかつた新羅の外位の検討を通じて、律令外位制の性格の分析を試みた。

視品制は、北斉・隋・唐と各々その様相を異にするが、そこに一定の基準は見出せず、種々雑多な官の集積としか捉えられない。

新羅の外位は、王京外の出身者に与えられる位階で、六世紀初頭から八世紀後半まで存在した事が、既に明らかにされている。

日本への影響は、新羅の外位が、その地域区分性から、律令

外位制に先立つて現れた畿外出身者対象の天武朝の外位に影響し、視品制は、その性格が明らかでないものの、官に対応する点で律令外位制に影響したと思われる。ここに見られる、朝鮮制度から中國制度への移行は、「評」→「郡」と同じで注目される。

本論文では、また、外位授与対象の諸官の内、從来等閑視されていた帳内・資人に注目し、考察を加えた。通説では、帳内・資人は官人に准ずるものとされ、それが外位の対象となる理由であつたが、雜令の進薪規定等からは、帳内・資人もまた官人である。

帳内・資人が外位の対象となつた理由は、天皇にとって陪臣であり、しかも本主との間に非常に強い主従関係が規定された事によるであろう。視品制でも陪臣が見られる事も一例となる。内位は、天皇中心の位階秩序の場であり、そこに天皇と直接の君臣関係にない帳内・資人が存在する事は混乱につながる。それ故に、別系統の位階を設け、そこに位置付けたのである。

郡司等においても、同様の事が考えられる。その職務遂行の為に、律令国家成立以前からの独自の秩序の保持が要請され、それがやはり、天皇中心の位階秩序とは異質である為、別系統の律令外位制が必要とされたのだと思われる。

編戸についての基礎的考察

—「編戸」の語義をめぐって—

永利洋介

八世紀前半の籍帳にみえる「戸」の性格規定については、「戸編成説」（いわゆる「編戸説」）が現在有力である。しかし、「戸」の分析・合貫の史料は律令国家がそれを文書で把握していたということを示すにとどまり、國家が人為的意図的な「戸」の編成・変容を行ったとは確実には論証されていない。「戸編成説」ではこの点を補うために、史料上の「編戸」の語を戸を編成して作ることだと解して「編戸」の語から人為的な操作が想定されること、「戸」の編成・変容の目的・原理を律令国家が有していたこと、以上の二点が主張されている。本論文はこの二点について検討を加えることによって「戸編成説」の当否を考えたものである。

史料上の「編戸」の語義については、現在、人民の戸籍の編付、特定戸数で一行政単位（五〇戸で一里）とすること、「戸編成説」が主張する個々の戸口を編成して「戸」を作りあげること、の三つの解釈が存在する。本論文では、『漢書』や『唐律疏議』によって「編戸」の一般的語義は戸籍への編付であること、「編戸民」は公民を戸籍に編付されている面から呼んだ語であること、從来触れられることのなかつた『三代実録』貞觀四年四月十一日条の「編戸」を含めて『風土記』などの「編戸」は戸籍への編付と解釈できるものであること、以上を指摘し、

史料上の「編戸」の語は戸籍への編付の意味であることを明らかにした。

「戸」の編成の目的・原理については、最も有力な通説である吉田孝・義江（浦田）明子両氏の学説を取りあげて検討した。

吉田説については、一戸＝四丁と四丁＝一兵士は直接にはイコールで結ばれないこと、一戸一兵士説の不成立と行政組織と軍団組織の非対応、軍団成立以前の五〇戸編成の存在、義江説については、大宝二年御野国戸籍の三等政戸が兵士数による区分ではないこと、以上を指摘し、吉田説・義江説はともに誤りであり、戸編成に軍事的性格を強調することはできないことを明らかにした。

以上二点の検討の結果は、「編戸」の語から人為的操作を想定することは誤りであり、また律令国家が戸編成についての目的・原理を有していたことは未だ確実には論証されていないということであり、よって「戸編成説」は根本的に再検討されるべきであるということを指摘した。

日本古代における僧尼の 社会史的位置づけについて

村松琢

古代社会にあって、僧尼という身分がいかなるものとして意識されてきたのか、また社会全体にどの様な影響を及ぼしていったのかという問題を、從来の制度的視点、つまり国家にとって

の望ましい僧尼像を考えていくのみではなく、私度僧をも含めてその実態を捉えていこうとするのが私の基本テーマである。然るに、基本的手順として、前者つまり制度的僧尼像の確認を行うに伴い、従來說に対しても若干の疑問を覚えた。本論考においては、基本テーマに迫る第一段階として、制度面に関する私見を示し、基本的認識を明らかにしたいと思つた次第である。

そもそも国家仏教は、まず蘇我氏主導の下に行われ、大化改新を経て天武朝に、天皇家主導のものとして確立したという見解が、今日ほぼ通説であると言えよう。しかし、僧尼の得度権の所在を考えてみると、日本書紀の史料は天皇の事績を強調するという性格があり、必ずしも、天武朝において得度権が天皇に一元化されたとする証左たり得ないのでなかろうか。私は得度権利は氏寺を持つ様な氏族が各自独自に有していたのではないかと考えるのである。

さて、僧尼身分というものを公的に把握する手段として、僧尼籍と公驗を挙げることが出来る。私は僧尼籍として、治部省所管の基本台帳として僧尼本籍、法会等の仏教行事に従事させる僧尼のリストとも言うべき僧尼名籍、その本となる毎年各寺で作成の綱帳という三種を指摘したい。これら僧尼籍に対して個人の身分証明書たる公驗があつた。公驗制は養老四年に到つて施行されたものであるが、それ以前にも度縁というものがあつたと考えている。これは度縁イコール公驗とする従来说とは大きく意見を異にする点である。結論を述べれば、公驗制によつて、各寺で得度を認められた僧尼は勘籍によつて公的承認を

受け度縁を発給されていた従来の手続に対して、得度自体も天皇乃至国家の許可が必要とされ、また受戒した僧尼、師位の僧尼がその時点で新たに証明書を受け、各自身分ごとに国家によって体系的に把握される様になつていつたと考えるのである。以上の点を、本論考において、私の僧尼制度に対する基本的認識として確認したのである。

国分寺の創建について

—その受容經典の内容をめぐって—

広瀬震也

国分寺の創建について、従来とは異なる観点からの再検討を試みる事を目的とし、まずその第一歩として、国分二寺の正式名称に挙げられる二經典、『最勝王經』及び『法華經』の經文内容を検討し、その特徴を見い出す事により、どの様な目的でこの二經典が、国分寺政策の中に受容されていつたのか考察を進めてみた。

まず『最勝王經』についてであるが、これには他經典には見られぬ受容の特徴があり、その年の國家安穩・除災招福・五穀豊穰を祈願する祈年的法会の經典として用いられているのである。この祈年的法会は、当初国衙において行なわれていたが、後に拡大発展し、国分寺政策の中へ継承されていつたのである。この様に、『最勝王經』が国家レベルで尊重された理由を經文内容に求めるならば、先に述べた様な護國性が全文を通

じて述べられている事はもちろんあるが、国王を中心としたながらも、その持經による衆生の除災招福を強調している面も見逃す事は出来ないであろう。

続いて『法華經』についてであるが、国分寺造塔の起源となる天平十二年六月の造塔は、法華經の造塔思想に基づいて命ぜられたものであり、その三ヶ月後の觀音造像・觀音經書写も、それらを前提とした上での一連の思想に基づく政策であったと考えられる。その様な法華經重視の姿勢は、まず天平六年の太政官奏による得度規定の中に見られ、それが天平十二年の仏教政策を経、天平十三年の国分二寺建立勅へと受け継がれていった。そして、この様に法華經を重んじた目的としては、光明皇后の立場における全国的規模での女人救濟の念願及び、衆生の滅罪というものが考えられるのである。

以上の様な形で、個々に結論づけた訳であるが、最後に付け加えるならば、この二經典が一対で受容された事は、『最勝王經』がその經文内容に見られる様な、直接的（作善的）な致福を目的としたのに対し、『法華經』は、間接的（滅惡的）な除災を目的としていた事を、意味するのではないかと私は考えるのである。

鎌倉幕府安堵御教書について

宮 崎 宏

鎌倉幕府による本領安堵は、既得権保護を約諾する機能を有すると同時に、受給対象者の御家人身分を設定するという性格をも併せ持っていた。従ってそこでは、御家人身分設定にふさわしく、通常幕府から重要な効力を果たすべき用途に使用された下文・下知状が発給されたのが、幕府文書を通覽するとそうした原則と相違した安堵御教書の存在が確認される。そしてこの安堵御教書は、限時的かつ低効力的なものと規定される幕府御教書の一般的性格とは異なり、受給者により本公驗として尊重され、かつ幕府からもその安堵が有効な證文として採用される如き効力を發揮し得たのである。

本稿ではこの安堵御教書についてその実例を検出した上で、従来の研究について整理を行ない、発給対象・内容の分析を通してその意義を考察した。安堵御教書の発給対象は僧侶も含めた非御家人及び西国武士であるが、その発給要因は、非御家人に対する対しては下文・下知状発給に伴なう御家人身分設定の回避であり、一方西国武士に対するそれは既に御家人として安堵を受けていた場合も含め、諸々の理由により下文・下知状を発給できぬ場合の代替手段として用いられたのであった。その内、御家人と確認できぬ西国住人に発給された場合に於ても、そうした者は下文・下知状による安堵こそ受けているものの、身分自体は獲得していたとも考えられ、そうした場合恐らくは、元寇

に際しての軍事奉公勤仕などにより從来得られなかつた下文・

下知状の受給が可能となり、事實史料に徵する限り正應年間を下限として武士宛安堵御教書は姿を消し、以降は從来から存在していた非御家人僧侶宛のものが確認されるのみである。

かかる如く安堵御教書は、本来本領安堵に使用されるべき下文・下知状に比すれば、その代替使用としての性格を有するいわば下級的存在とも言えようが、問狀・召文・法令伝達といった單に幕府の意志伝達に用いられ、極めて限時的効力しか有さぬとされる幕府御教書の概念・機能規定をそのまま適用するのには適当でないと結論する事ができよう。

(東洋史学)

清代台灣府城における 都市構造と紳商層の形成

井 上 敬 邦

本論文は、明末以降、大規模な開発が進められた台灣社会が、どのような秩序の枠組によつて統制されたかをテーマとしている。

台灣の漢人社会は移住社会であるというイメージにより、同郷・同姓といった出身地の社会関係が社会構成の中心にあつたと考えられているが、社会経済の発展とともに、土着社会へと変貌を遂げ、在地での社会関係にその中心が移つていくとみる

べきであろう。

本論では、在地の指導者である郷紳層の形成を通して、社会秩序の枠組を考察していく。その際、基本的な視点として、郷紳は官僚的特權身分と私的権力とを公然と合わせ持ち、地域社会での支配を確立していること、官僚身分の取得方法として科挙とともに金錢による捐納制度の存在、そして、商業資本の蓄積が郷紳層成立の前提となつていてこと、以上三点があげられる。

台灣府城は、設立当初より南中国の經濟の一端に組みこまれ、大陸の商業資本が進出し居住民の多くは商人であつた。こうした商人は豊富な經濟力を元に土地の開墾を行い、米・砂糖の生産の増大につとめるとともに、ギルドマーチャントを結成し、經濟活動の充実をはかつた。又、行政権力の台灣經營に対する消極的態度と相俟つて、府城の都市行政一般は商人層に委ねられ、捐納により官僚の身分を取得し、商人出身の郷紳、即ち紳商として指導的立場を築いた。街巷や各種の同業団体の成立等の一般居住民の台頭の動きに対しても、行政権力への名目的な依存の度合を深めることにより、社会的地位の安定をはかつた。

行政権力の側にとつては、行政能力の低下と財政破綻により、在地勢力を吸収することが支配体制を存続させていく上で不可欠であり、その手段が捐納・軍功といった異途の官吏登用制度であつた。

以上の様に、紳商は豊富な經濟力を背景に私的権力を確立し

てしょく一方で、行政権力より“形式的”な権威を付与された存在である。した存在は、民衆社会の国家に規制されるる根強さを物語るとともに、次元を異にする行政権力による官僚身分の付与は、たとえそれが「形式的」なものであつたにしろ、民衆社会の秩序の枠組となつていたことを示している。しかも、民衆の自立性の強い台灣において、こうした傾向が見られたことは、國家と社会が相互にその存在基盤を規定していたことの例証となる。

Qādī al-Nu'mān のイマーム

walāyah

野 元 晋

十世紀のイスラーム世界において最も大規模な政治的成功を収めたのは、イスマーイール・シーア派運動から成立したファーティマ朝である。預言者家 (ahl al-bayt) 出身の正統的なイマームたるふるを標榜する同朝の政治的主張は法学者 Qādī al-Nu'mān (d. 363/974) によれば walāyah の理論として体系化された。walāyah は從来の研究では信仰者 (mu'min) のイマームへの愛と離身とされるが、それのみならずイスマーイール派イマーム論の中位置づけられるものである。

即ち al-Nu'mān は walāyah を「告知者 (nātiq)」が来て、次に聖法を解説 (ta'wil) し、その内的次元 (bātin) を確立する基礎者 (asās) との機能を継承する七人のイマーム

ムダラが続くというイスマーイール派のイマーム論及び預言論者を継承する。しかし彼は預言者のイマームの七人周期 (usbū') は何回かめぐらでくるとして復活の日 (yaum al-qiyāmah) まで、七人目のイマームであるとわれぬ聖法を廃棄する Qā'im は到来しないとする。これによる預言者ムハンマドの聖法の永続性及びその解釈権を有するファーティマ朝カリフのイマーム権の永続性が主張される。

walāyah は al-Nu'mān の定義では Sam' (イマームの) とばや聞くふる) は ta'āh (イマームへの服従) である。これは復活の日まで続くイマームの人類への教導を受けられ、徒らにとであれ。この walāyah によって聖法とその外的次元 (zāhir) の知識を得、やがて教えを受ける bātin の知識との間に均衡を保つふるが眞の信仰 (imān) を持つ信仰者となる条件である。これが walāyah は信仰者の義務となる。

れてイマームの人類への教導を受けるには、ファーティマ朝イマームをその頂点とする「正道へ導く布教」 (al-da'wah al-hādiyah) の機構を通して、布教論 (dā'i) からの宗教的知識を授けふるふるが必要である。この da'wah は初代告知者 Ādam 以来連綿と続かれており、その導きに従うことで眞の信仰者が誕生する。しかし walāyah をイマームに捧げるには da'wah の機構の存在が前提条件となる。

以上から al-Nu'mān における walāyah 謂は、信仰者のイマームからの教導を受ける義務を規定するのであり、信仰成立のための不可欠の要素であるといふことがわかる。それはま

たフアーティマ朝の宗教政策を理論づける *da'wah* との関係を持つのである。

十四世紀末—十五世紀初頭のカイロにおける穀物騒乱とマムルーク朝の政策

長谷部 史彦

一三七〇年代—一四一〇年頃、マムルーク朝の首都カイロで頻発した穀物騒乱は、ペスト流行による農村人口の減少に起因するイクター収入の減少と戦費の増大から経済的危機に陥り始めた支配者層 (ahl al-dawla) と彼らによる取奪の強化に苦しむカイロの富裕商人たちが、ナイル増水期における僅かな異常を利用して穀物を退蔵し、デマを流したこと、スルタンやアミールたちによる強制販売 (*rimāya, ḫarī*) の増加、その他の人為的要因による食糧価格の頻繁な高騰に対する民衆 ('āmma) の不満が、集団行動となって現れたものであった。穀物騒乱における民衆の行動形態は、スルタンへの抗議、市場監督官 (*muhtasib*) の罷免要求、市場監督官への投石 (*rajm*)、パン屋

の襲撃などであったが、それらは、同時期のカイロに存在したないず者の集団ズアル (*zu'ar*) による無差別な略奪と暴力とは性格を異にして、ある一定のルールに基いていたので、アミールや穀物商人の退蔵そのものに打撃を与えるまでには至らなかつた。しかし、こうした民衆の動きは、食糧不足 (*jū'*)・価格高騰 (*ghalā'*) に対するマムルーク朝の施策を引き出したという

点で重要である。マムルーク朝は、窮民 (*fuqarā'*) に対する始めは、窮民割り当て政策 (*tawzī' al-fuqarā'*) を実施しているが、スルタン・バルクーク以後、食糧等の大規模な配給が通例となり、それらは、ある程度の効果があった。これに対して、物価の安定をめざす高物価対策では、問題の解決に有効なアミールに対する穀倉 (*shuwan*) からの廉売の強制が行なわれたことが全く無く、退蔵が完全に放置される一方、市場を混乱させる価格の決定 (*tas'ir*) や商人に対する処罰ばかりが目立っている。つまり、穀物価格高騰の解決は、新年度の穀物がカイロへ到着すること、そして、それによって価格が下落する前に、アミールや穀物商人が退蔵をやめて市場に穀物を流すことによる場合が多く、マムルーク朝の政策が価格の安定に貢献するとは、ほとんど無かったのである。

十六世紀中葉の東アナトリアにおける

地方体制

三 沢 伸 生

六世紀半にわたるオスマン朝の歴史の中にあって、十六世紀後半に国家は発展から衰退へと変容していく。その転換点にあたるのが十六世紀中葉のスレイマン一世の時代である。

従来の研究では、オスマン朝を「西向き国家」として位置づけ、バルカン、西アナトリアを対象としてきた。しかし、オスマン朝が帝国と称されるまでに発展し、イスラム世界の中で大

きな役割を果たしたことを考えるならば、「東向き国家」としての位置づけも同時になされなくてはならない。そしてその征服、編入過程において、どのような地方行政が施行され、どのような地方社会が展開されていったかを検討しなくてはならない。そこで本稿においては、十六世紀後半の国家の変容の前段階をスレイマン一世時代の東アナトリアの地方体制の分析を通して明らかにすることを試みたものである。

史料としては年代記、文書、旅行記などがあげられる。しかし、それらの研究、整理、刊本化は遅れている。そのため本稿ではわずかに刊本化されたものを利用するに止まる。年代記はペチエヴィー、ミニネッジムバショのものを、文書は一五六〇年付マラティヤ県検地帳（明細帳）を、そしてさらにいくつかの旅行記を補助的に用いた。

年代記を見るに、スレイマン一世は即位直後に旧支配勢力の遊牧民を中心とする反乱に苦慮していた。そこで彼らを力で屈服させることなく、懷柔して、反乱鎮圧や三度にわたるサファヴィー朝への遠征にその軍事力を利用することとした。その結果、領土の拡大と地方行政の整備に成功した。しかし、治世末期のシェフザーデ・バヤズィット事件を契機に社会不安が表面化しだした。

検地帳を見るに、その社会不安の最大原因是遊牧民への税制上の譲歩にある。マリキャーネ・ディヴァーニー制が施行され、遊牧民の勢力が残り、農民が圧迫され、離農して商工業で栄えていた都市に流入したり、匪族化し、地方反乱の素地がで

きていたのだった。

こうして東アナトリアには地方行政と地方社会が密接につながった独特な地方体制が形成されていた。そして表面的には繁栄していたが、その内面において社会の破綻が進み、スレイマン一世没後にジーラーリー諸反乱という地方反乱が勃発し、オスマン朝の衰退が始まつていくのである。

Seqat al-Eslām の生涯にみるタブリーズの立憲運動——ウラマーの活動を中心に——

東 昇

しばしば指摘されるようにイラン立憲革命はウラマーとバザール商人との共同戦線によって行われたと言われている。確かにイランの場合、他のイスラーム諸国における立憲運動・革命とちがつて伝統社会に根ざす社会的な指導層であるウラマーの活躍が著しい。しかし、これらウラマーがイラン立憲革命において実際、いかなる役割を果したのかについては従来、必ずしも十分に実証的に研究されてきたわけではなかつた。筆者はこの空隙をうめるため、イラン西北部の中心都市＝タブリーズの立憲革命において指導的な役割を果したウラマーの一人である Seqat al-Eslām の生涯をおこうという手法を通じて立憲革命とウラマーとの関係を究明した。

Seqat al-Eslām はシーア派のなかでもシェイヒー派に属し、タブリーズにおけるこの派を代表する人物であった。タブ

リーズではこのほかにムタシャッレ派が有力であり、両派の

確執は長年わたってこの町を宗教的な分裂状況に置いていたが、立憲革命勃発に際して Seqat al-Eslām がこの状況をいかに克服し、また保守的な態度をとりつづけるウラマーといかに論争し、闘つていったのかについて論じた。

タブリーズでは立憲革命の具体的な政治過程においてウラマ一勢力以外にいくつかの政治的・経済的・社会的な主張をもつ諸グループが存在した。それはザカフカスに出稼ぎや商売のために出かけて社会主義の洗礼をうけた者たち、あるいはタキーザーデに代表される自由主義・世俗主義を標榜する啓蒙的な知識人層であったり、サッタール・ハーン、バーケル・ハーンを指導者に仰ぐ諸々の民衆勢力であつたりした。これら諸勢力とウラマーとの関係はモハンマド・アリー・シャーの反革命によっておきたタブリーズ蜂起の分析においてとくに重要であり、この点 Seqat al-Eslām を中心にすえながら論じた。最後に Seqat al-Eslām 由身が著した政治論説に拠つてかれの立憲主義思想——シヤリームと新思想との調和の問題、三権分立論を明らかにして、当時のウラマーの思想史上の諸問題に触れてみた。

十三世紀は、神聖ローマ帝国が存続の危機を迎える、領邦君主の政治的力が次第に強くなり、それに対し、十二世紀から経済力を増しつつあつた都市が自治権拡大を求めて領邦君主と対立するという非常に複雑な多層構造を持つた時代である。

そのような政治の重心に変化が見られた社会に於いて、ユダヤ人社会というキリスト教が基盤となつて、中世世界の中で極めて異質な社会集団が一体どのような意味を持っていたかを探るのが本論文の目的である。

中世経済に於いて金融業を営んでいたユダヤ人の重要性は言うまでもないことであるが、それが政治と結び付く時、彼らを取り巻く中世社会の一面が明らかにされる。つまり、政治の重心の変化に伴つて、不安定な法的身分をもつたユダヤ人に対する保護権の移動が見られ、それは彼らの経済的役割の変化と共に保護の内容にも変化が見られるという当然の結果をも生み出した。

その転換期となつたのが私がこの論文で扱つたケルンに於いては十三世紀の半ば、特に領邦君主であるケルン大司教とケルン市の間で争われた一二五八年の大仲裁裁判の中で示されるの

(西洋史学)

十三世紀ケルンにおけるユダヤ人の 処遇について

貝塚敦子

である。ユダヤ人にに対する裁判権と課税徴収権は、領邦君主にとってと同様ケルン市にとっても自治権獲得の上で非常に大切なものであった。しかしながら慣習を重んじる中世社会に於いて保護権の所有の移転は重大な契機をもつてしか起こり得ず、それが起り得たのも都市が政治的に大司教に匹敵する力をつけ対抗であるようになり、なおかつその正当性を証明し得たからである。いのうにユダヤ人保護権は、政治の流れを知り、

都市の自治権獲得の過程を探る上で、一つの指標となるものである。実際にユダヤ人を取り巻く社会状況に大きな変化が見られ、それがユダヤ人保護に影響を与えるのは、都市経済が収縮期を迎へ、それに依り都市政治にもある変化がおこる十四世紀になつてからであるが、それについてはこれから研究課題である。

十五世紀フランツィスコにおける兄弟会 (Confraternita) についての考察

III 森 のぞみ

本論文は、十五世紀フランツィスコの人々の日常生活の中でConfraternita(兄弟会)が如何なる位置を占め、如何なる意味を持つたかという問題を明らかにする途上において書かれださぬやねぬ。

Confraternitaは中世ヨーロッパ・キリスト教世界に生じた平信徒の自発的な信仰団体であり、自らの魂を救済するために

聖歌歌唱・慈善事業・悔悛行為など様々な信仰活動を会員が共同で行つたのである。從来聖職者が独占していた諸信仰活動に平信徒が積極的に参加し出した背景には、十一世紀から十三世紀にかけて起つた都市の発展とその経済力の増大があつた。また十三世紀に成立した托鉢修道会が都市の平信徒に対する説教活動に力を入れ、平信徒の信仰心を刺激し、Confraternitaの創設に貢献したことも大きい。

新興都市であつたフランツィスコは、十二世紀に経済発展と托鉢修道会活動が同時に生じ、Confraternitaが急増して、十五世紀には男子の殆どが一つ以上のConfraternitaに加入して、いたゞら程普及した信仰形態になつて、い。いの時代のConfraternitaの会員は市内全域から集まり、年齢層が幅広く、上層階層の者も中下層階層の者もいた。恐らくフランツィスコ最も多様な人々から成る集団であつた。いふConfraternitaの社会への浸透は団体を慣習化・世俗化させ、Confraternitaは内部の人脈を利用した政治的圧力団体として、社会的な人間関係の形成の場として機能するようになつた。特にメドベチ家はフランツィスコの支配体制を維持するためConfraternitaを利用し、十六世紀後半に起つた変質の契機を与えたと言えよう。

その後の変質と、う具合に *Confraternita* の歩みを辿るに留めた。従つて多くの事が今後の課題として残されている。

エリザベス朝枢密院と

ネーデルラント政策

後藤千雅

テューダー朝イングランドは、ネーデルラントと政治的にも経済的にもきわめて固い絆で結ばれており、ネーデルラント政策は対外政策全体の中で重要な位置を占めていた。エリザベス治世に入ると、主君スペイン王の専制に抗しておこったネーデルラント反乱によって、ネーデルラント政策は変転を余儀なくされるが、この反乱は結果次第ではエリザベス体制を危うくしかねない重大問題であった。イングランドとオランダは、主に相互の存在と協力のおかげで独立国家として存続しえたのである。本稿では、この重大時期におけるイングランドのネーデルラント政策を構成する諸要因を分析し、政策決定に与かつた人々の基本的立場・見解や政策実施をめぐる意見対立の実際を明らかにすることによって、ネーデルラント政策の形成・決定過程を説明しようと試みた。

ネーデルラント政策は、同地の戦略上の要地としての位置やフランス・スペイン両大国の抑制の必要という政治的要因に主として左右されたが、ロンドン＝アントワープ枢軸を重視する経済的要因、そして財政難にも影響された。政策決定の中心に

位置したのは女王と枢密院であり、スペインとの平和維持を望む貿易商人の利害も絡んでいた。枢密院は反乱側への軍事援助とそれによるスペインとの戦争を巡つて二派に分かれていた。バーリー卿セシルを中心とする平和派はフランスの脅威を重視して、その進出を招かないよう、スペインとの公然たる対立を極力避けようと努めたのに対し、ウォルシンガムら急進プロテスタンントの色濃い主戦派は宗教の大義を優先させ、軍事介入を主張したのである。枢密院内の勢力としては後者が優勢であったが、女王の支持を得た前者の方針がアントワープ陥落に至るまで採用された。両者間の対立は一五六〇年代の派閥抗争のような個人攻撃的色彩は薄く、政策論争といつてよいものであった。

十九世紀後半におけるアメリカ 生命保険事業の発展と経営支配

紫藤潤一

ス銀行の総資産を加えた額よりも大きくなつていったことが示された。

ところがこのように短期間に金融機関として銀行をはるかに凌ぐまでに成長したアメリカの生保事業に関して、従来その原因の究明は充分なされて來なかつた。生保事業の歴史的研究は常に保険学の立場から行われ、経営の不健全性という観点でしか問題にされず、また合衆国経済との関連、すなわち独占資本主義形成下のアメリカ産業・金融界における生保会社の役割分析と言つた問題提起もされて來なかつた。そこで一九世紀後半における合衆国生保事業発展の徹底的原因究明が本論文の狙いである。

従来の研究では事業発展に対し主にマーケティング面での革新が強調されて來た。確かに六〇年代までの総代理店制度の導入と、七〇年代以降の据置配当保険等の新商品の開発・販売は事業発展に大いに預かつたと言えよう。一方資産運用面における変化、すなわち安全性よりも収益性を求めた投資および貸付も、事業発展において無視し得ない要因となつた。

しかしながら、これらマーケティング面での革新および資産運用面における変化そのものを生じさせる起因となつた、巨人生保内での経営支配 (managerial control) 体制の分析についてはこれまで看過されて來た感を免れない。実際ビッグ・ストリームの発展はこの経営支配体制の現出に拠つて來たのである。ミューチュアルでは社長 R·A·マカーディが経営のあらゆる面を実質的に支配し、財務委員会等の決定を意のままにし、投資

決定から果ては新商品の販売決定までも掌中にしていた。従つてこの経営支配体制の下でこそ、合衆国経済の発展にも寄与すべきビッグ・ストリーの成長が可能となつたと考えられる。

確かに保険学の立場からは、このような体制は生保経営上不健全であり非難されるべきものであるが、合衆国経済の動向における生保事業の役割を考察するに當つては、健全・不健全という面でのみ事業発展を捉えるのでは不充分であり、心情的立場を超えた発展の再吟味が必要である。

二十世紀初頭イギリスの思想運動について

安 蔵 良 純

二十世紀に入つてから、学問、殊に歴史学だけを見ても、"隣接諸学からの成果の導入" ということが、声高に叫ばれ、また実践されて來た。そもそも、新しい学問や思想は、種々のものが結びついて生まれて來るもので、この理解のためには、それが生まれて來た社会背景や、先人の業績からどんなところを継承しているかについて、いつでも念頭に置かねばならない。しかし、その結びつき方はさまざまである。ある発想の大局的、基本的な部分を、いわばインスピレーションを受けるような具合で、引き継いでいることもあるし、また、テクニック的な手法を取り入れている、という場合もある。従つて、ある思想なり、ある学問の成果なりを理解し、今度は自分でそれを継承し

てゆく場合、その結びつき方、つまり、どういう土台の上に築かれているのかということを、掘り下げて理解しておく必要が生まれてくるのである。

たとえば、ある歴史家が“心理学の影響を受け”といつても、どういう心理学をどのように接取していったのか。彼はあくまで歴史家であり心理学者ではないのだから、どういう部分を理解していくのか。さらに、“誤解”という“理解”もあるので、この思想の形成と伝承の問題は非常に厄介で複雑なものとなり、シンプルな形の説明は、何をも意味しないということにもなりかねない。従つて、その思想伝達の現場は、全て個別具体的な詳細な考察が要求されるし、伝記的な情報が不可欠なものとなってくる。そこでは、一般の思想史の話の中に出で来ないような人物の影響も、非常に重要となる。そこで、私の求めているのは、そういった視点で思想史を組直してみようという試みなのである。

そこで、まず、その思想伝達の現場に在るさまざまな側面の内、彼らが自らを成長させてゆく“場”、つまり、思想形成の“場”的問題を取り上げてみた。一九〇七年、イギリスの社会主義団体であるフェビアン協会は、フェビアン・サマー・スクールという企画を始める。その基本的な趣旨は「人的な交流をすすめる」ことにあり、その企画は、プログラムにても参加メンバーにしても「雑多性」という特徴を持っていた。がしかし、「アート」という生活の中に密着した文化性にその魅力の基本があつたようである。本論稿は、概略を浮かび上がらせて

研究の導入部を造つただけで終わっているが、ここで、垣間見せたさまざまな側面や発想の線での考察が今後の私の課題である。

(民族学考古学)

地域文化成立過程の考古学的研究

——縄文時代中期勝坂式・阿玉台式

土器成立期を中心にして

小林謙一

縄文時代は、日本列島の自然の多様性に適応した様々な形態の地域文化を発展させてきた。今回、その代表的な事例として、以前筆者が土器による時期設定を検討した（拙稿「中部・関東地方における勝坂式・阿玉台式土器成立期の様相」『神奈川考古一九号』一九八四）中期前葉段階を取りあげ、中部・西関東および東関東地方の地域文化の文化過程を復元することを試みた。分析の視点として、多元的な活動規準の中から、使用する土器に対する社会的選択の規範を反影させている土器群の組成比、生業活動の一部をなす土器乃錘を用いた網漁業活動、維持的活動である居住形態における規準、諸活動の総体であるセシルメントシステムを抽出し、分析を加えた。その結果、勝坂式土器を主体的に用い、植物質食料の開発を主要な生業とし、精円形・四本柱で地床炉→埋甕炉→石囲炉と変遷する炉を有す

堅穴住居址による大集落を安定的に継続させるセツルメントを特徴とする中部勝坂文化、同じく勝坂式土器を主体しながら、一定量の阿玉台式及び折衷土器を用い、植物質食料を生業基盤とし、橢円形・四本柱で埋甕炉を主体としつづける堅穴住居址による集落を、河川・丘陵沿いに分村し、それを発展させていく西関東勝坂文化、阿玉台式土器を主体とし勝坂式・折衷土器を併用させ、網漁業を展開させ、東関東に柱穴なし、炉なし等の特徴的な住居址による集落・貝塚を安定的に継続させながら、東京湾西岸域にキャンプサイトを形成する阿玉台文化、の三者が認められた。うち、前二者は、同一の伝統の中から、次第に細かな差異を生じ、文化的に独立した様相を示していく。

勝坂文化と阿玉台文化は、前期後葉段階以降の、中部・西関東地方と東関東地方の、生業・適応形態を異にした、二つの伝統集団の併存という流れの中に位置づけられ、折衷土器の作製、両者の住居形態が混在した集落、中間地帯での土器の交換、阿玉台文化における勝坂文化の諸特性の受容——炉の伝播など——にみられる様な、交易・婚姻・集団移動といった相互関係を重ねることによって文化変化を生じさせていったことが理解される。以上の様な、地域文化の文化史的再構成から、地域間の相互関係を探り、文化変化のプロセスを抽出していくことによつて、縄文時代の文化動態を導き出す努力が必要である。

お仲間林遺跡の研究 ——異なるサンプリングによる

石器製作活動の復元に向けて——

五十嵐 彰

本稿は、山形県お仲間林遺跡の資料を用いて、考古学におけるサンプリングについて考察した。情報回収の手段としてのサンプリングは、考古学研究では、遺跡の発掘調査によつてなされる。回収されたデータから母集団を推測する際には、必然的に統計上の標本誤差とそれ以外の人為的誤差が生じる。そこで、手掘り調査とふるい調査による三通りのサンプリングを行ない、それぞれに回収されたデータがどの程度の誤差を含んでいるのかを、サンプリングデータを相互に比較することによつて検証した。

その結果、遺物の大きさと数量の頻度分布パターンに、グリッドごとの手掘りによる回収誤差が影響を与えていたことがわかつた。このことから、従来分析対象となつていた手掘り資料に、ふるい資料を加算することによつて、はじめて回収誤差の少ない、遺跡に遺存したと思われる資料の全体像に近似しうる。

また、垂直および平面分布についても、2cm以上の手掘り資料は、三畳前後の微細な遺物と分布パターンが異なることが、明らかとなつた。平面分布では、手掘り資料とふるい資料では、分布の集中域が異なること、垂直分布では、手掘り資料な

どでは認められなかつた新しい分布パターンが微細な遺物の分析によつて認められることがわかつた。遺跡内における遺物分布のあり方は、文化層の区分、遺物集中域の意味づけに、重要な情報であり、今後とも詳細な分析が必要とされる。

異なるサンプリングによつて、従来回収されていたデータから解釈と、ふるい調査を加味したデータ解釈とでは、データの質の違いによつて結果的に異なることが明らかとなつた。発掘調査によつて得られた資料が、どのようなサンプリング方法によつて得られたか、というデータの質に対する検討が求められる。回収されたデータの質についても、サンプリングの検討を行なつた上で、データの質によつて、自ずから限定されなければならない。

上黒岩岩陰における水洗選別資料の検討 ——微細石片を中心として——

古田 幹

上黒岩岩陰は、愛媛県上浮穴郡美川村に所在する縄文時代草創期から早期にかけての代表的な岩陰遺跡である。本遺跡の発掘調査は一九六一年から一九七〇年まで計五次にわたり実施され、その結果、多量の人工遺物及び自然遺物が検出されてい。特に縄文時代初頭（草創期）の遺物群は、その質・量の点で、日本を代表する資料といつても過言ではない豊富な内容を有するものである。

本論文は、この縄文時代初頭の遺物群を数量的に把握し直すことを試み、さらにそれより上黒岩岩陰の有する資料的価値を再評価していく、ということを目的としたものである。遺物群の数量的把握を試みるにあたつては、資料のサンプリング・エラーを補正し、さらにそのデータを広く他遺跡との比較研究にも耐え得る形でまとめるために、水洗選別法を用いての微細な遺物の一定基準での回収を考え、これを実施した。その結果得られた多量の微細な遺物について、その中でも特に微細石片（いわゆるチップ）に関してさらに定量的な分析を行つた結果、單位体積あたりに含まれる遺物量において他遺跡とは比較にならないほどの濃密な石器の存在をとらえることが可能となつた。このような濃密な石器の存在は、上黒岩岩陰において製作された石器—特に尖頭器類—が夥しい数量にのぼることを示すものと解釈することができる。この推定される尖頭器類製作量を、実際に遺物として検出された尖頭器類の数量と対比してとらえる時、そこからは、遺跡内で製作された尖頭器類の大部分は遺跡外へと持ち出されて使用されるという、狩猟具の有する生産¹¹消費の動態の一端をとらえることができると考えられる。また、一ヶ所で集中的に多量の石器製作が行われていたと想定されることは、その遺跡内での空間利用の在り方、人間活動の在り方についても多くの示唆を与えるものとみなすことができよう。

このような数量的把握、定量分析に基づく石器群の検討は、上黒岩岩陰の遺物群に新たな資料的価値を与える方向を示すこ

とを可能とし、人間行動の解明という研究の見通しの中で、上黒岩岩陰は再度高く評価されるべき遺跡であると考えられる。また、今後本論文において扱つたものと同様のデータが他の遺跡においても集積され分析されてゆくことにより、縄文時代初頭の遺跡内外での人間活動の在り方は、より明白な形でとらえていくことが可能になると思われる。

奄美大島宇検村の年中行事

—その構造と変化—

法 橋 量

本論文は奄美大島の宇検村における年中行事の構造を伝承によって再構成し、さらに今日の年中行事の実相との対比から、その変遷過程を明らかにするものである。

かつて宇検村においては、稻作の生産工程に対応した農耕儀礼や、冬と夏に行われる節行事群が、南島特有の生態学的時間サイクルの上に配置され、陰陽道的色彩の強い暦に基づく種々の物忌み行事、また祖靈祭祀的行事等が行われていた。これらの行事は村落社会ヘシマヘの公的な休日である「アソビ日」と意識され、時間的・形態的に一定の構造をもつ年中行事を形成していた。

ところが、戦後急速に進行した過疎・高齢化は、民俗文化の伝承母体を解体し、さらに農漁業の衰退による生業形態の変化は、年中行事そのものの意味・存続を脅かし、今日実際に行わ

れている年中行事は極めて少なくなつてきている。

しかしこうした崩壊のプロセスとは逆に、新たに生み出され、現在でも興隆している行事も存在している。明治初頭から戦前にかけて行われていた「祈禱アソビ」や「流れアソビ」といった物忌み行事は、村を襲つた火災等の災厄を祓うために、ユタ（巫女）の託宣によつて年中行事化されたものであり、また一年で唯一の祖靈祭祀の機会である盆行事は明治末期に成立したものである。さらに現在最大の村落祭祀である「豊年祭」は、かつて宗教的性格を弱め、その祭日・内容ともに柔軟性をもつ、娛樂性の強い新たな行事として再統合されている。

また、こうした行事は、その成立が比較的新しいのにもかかわらず、伝統的年中行事として村落生活に必要なものであると意識されている。それはこれらの行事がその様式において伝統的因素を取り入れて、村落社会の文化的アイデンティティーを保障するからであり、また社会の内的統合、或は村を離れた他出者との交流の場を提供する社会的機能をもつてゐるからである。

以上の如く宇検村における年中行事の変遷は、社会の不可避的な変容による衰退・消滅のプロセスとして捉えられる一方で、村落社会が新たな民俗文化を生成するプロセスとして捉えることが可能なのである。こうした村落レベルの生成のプロセスを詳細に検討することによって、奄美の年中行事の地域的な多様性を説明することも可能になると思われる。

昭和六一年度卒業論文題目

国史学専攻

平城京の条坊制度に関する考察

駿河国分寺考

東漢氏について——その歴史と構成——

古代の殯について

大安寺の変遷と国家仏教

後宮十二司の職事に関する一考察

郡司と神火

令制大学に於ける明法科・文章科の独立について

戸令應分条の比較検討

橘諸兄とその人脈の研究

藤原氏の成立について

皇太子制の確立

大兄についての考察

評の成立についての基本的考察

大津宮遷都理由についての一考察

『常陸國風土記』の成立時期について

部民制の基礎的研究

景行紀にみる日本書紀の蝦夷觀

平安時代後期の莊園整理令についての基礎的考察

——国司申請莊園整理令を中心として—— 小淵忠

平安末期の警察權——檢非違使の職掌の変化を中心に——

中井麻記

鳥羽院政期における摂関家の動向

山中雅恵

鎌倉公家政權に於ける関東申次について
——九条道家とその失脚——

湯浅美穂子

執權制成立に於ける若干の考察
正治年間より嘉禄二年に至る鎌倉幕府合議制の一考察

佐藤秀成

『兵庫北関入船納帳』の分析
南北期初期における地方統治策

久保田起句子

毛利氏の安芸國衆掌握の過程
後北条氏支配下での三浦氏旧臣の動向

三原聖子

尚円から尚真へ——琉球國の変革期における國家と王

間渕加寿代

長崎代官末次平蔵の經營性格について
——博多系商人団との関わりを中心にして——

小山幸伸

一六世紀イエズス会における混血児問題——東インド

の混血児カテゴリー「メスティー」、「カスティー」

の分析を中心にして——

望月爾

津輕藩における藩士土着制度に関する一考察

今宮伸

水戸藩天保の改革における文教政策について
西撰のええじやないか

磯田肇

——川辺郡を中心とした史料分析——

久垣浩一郎

龜山社中の設立の意図について

岩倉使節団のプロシア体験と大久保政権の対アジア政策

明六社における洋学と啓蒙 策 島田中宏幸

ファシズム第一期に於ける政党政治凋落についての一 考察——立憲政友会と斎藤内閣——

島田中誠一

日清戦争以前における日朝貿易の展開

入沢久雄

飯嶋孝

半農半漁村落における農業依存度と漁業発展 宇賀治

曉子

東京裁判に関する一考察——日本人にとっての意味を

大久保

龍也

思想の國家統制——教育操作を手がかりとして——

大塚洋子

菊地総一

総力戦体制と在郷軍人会

島岡宏光

湖尻智佳子

資本主義発展期における女性労働——いわゆる「女工

哀史」の実態について——

土屋伸治

井上準之助と金輸出解禁に就て 日本におけるファシズム体制と人権抑圧

大内己信

東山一

東洋史学専攻

『十翼』成立の思想的背景

加藤太郎

肥後智

北朝後半期の華北東部における仏教の展開 後期北朝期における爾朱榮政権の考察

『イエズス会士中国書簡集』の比較文化史的考察

荒尾幸宏

デルフィのアポロ神託 古代エジプトの対カナン外交 ペリシテ人の起源について

西洋史学専攻

川合深雪

池村昌人

川合深雪

石井秀夫

岩橋典子

松長昭

二木喜子

前園朋子

古川泰史

古川泰史

池村昌人

池村昌人

川合深雪

馬鉄穎

芝田仁美

芝田仁美

国広治

国広治

松原一成

松原一成

馬鉄穎

馬鉄穎

天聰年間における後金・朝鮮の経済関係

芝田仁美

香港の返還問題について

芝田仁美

朝鮮戦争開戦責任について

芝田仁美

一九一九年の五四運動に対する同時代人の論調——民本

芝田仁美

主義者・吉野作造を中心について

芝田仁美

トルコ革命期におけるイスタンブルの庶民

芝田仁美

近兼路敦子

芝田仁美

フーテヒ・スルタン・メフメトとオスマン朝の絵画

芝田仁美

一九世紀以降のエジプトの都市における女性

芝田仁美

民族の文化

芝田仁美

ウマイヤ朝の政治的重層構造

芝田仁美

近代エジプトの民衆教育

芝田仁美

一九〇八年から一九一八年までのアラブ民族

芝田仁美

主義の発展

芝田仁美

ホメロスに見られる女性像

デロス同盟期における自由及び国家の概念

ギリシア悲劇における神と人間

ベトナムに於けるフランス植民地支配の形成過程

ヴィクトリア朝ロンドンの貧民

パブ——その社会的機能——

産業革命期に於ける児童労働——工場法前史——

徐　よしみ

ジョシュア・ウェジウッドとその時代

ハイドン——市民の音楽家として——

ロンドンのコーヒー・ハウス——十七・十八世紀ロン

ドンの思想伝達の場として——

紅茶貿易

ミシェル・フーコーの歴史観

サミュエル・ゴンバースの変質——「社会主義者」から労働貴族へ——

二〇世紀初頭におけるイギリス外交の転換

——極東問題を中心として——

ジョセフ・チエンバレンと関税改革運動

ウッドロ・威尔ソンの国際連盟構想について

ワイメール憲法における大統領に関する制度上の諸問題について

小口　若子

彙報

森友千重

安吉律子

渡辺千香

川野由美子

城戸直子

大原淳

森友千重

安吉律子

渡辺千香

川野由美子

城戸直子

大原淳

森友千重

安吉律子

渡辺千香

川野由美子

城戸直子

大原淳

森友千重

兩大戦間期におけるフランスの東欧外交

紫田弘美

坂田裕子

松本昌子

北山桂子

後藤新

第二次世界大戦末期におけるアメリカの「原爆投下」

政策

ヤルタ会談と極東密約

越川康晴

「トルーマンドクトリン」の背景についての一考察

野本圭太

「フィンランド化」と第二次世界大戦におけるソ連・

ボローニヤ政教条約(一五六六年)に至るガリカニズムの発展

伊藤智英

カナダにおけるキリスト教布教と土着民の対応

舟橋通賢

ピューリタン革命における軍隊内部の分裂

阿部隆夫

——独立派と平等派の対立——

島本篤

シラーにおける自由の理念と道徳

小山内明子

ドイツ三月革命——その社会的侧面を中心として——

田村美穂子

ワイマール共和国の国防軍

真木由美子

メディチ家の近代性

通信教育課程
勝呂廃寺と東国の古代寺院

野中恭子

—コジモ・ロレンツォを中心にして—

高橋真実

太宰府の成立について

立石昭二

啓蒙思想の伝播と十八世紀フランスの文芸サロン

藤倉由美

今川氏「小規模在地領主」から「戦国大名」への過程

千代晃廣

フランス革命におけるロベスピエールの功罪に関する一考察

蜂谷信雄

浅井三代——その系譜と力の変遷について——

村井朋子

民族学考古学専攻

中国書道史——清代の金冬心を中心にして——

石井淑恵

南関東地方に於ける宮ノ台式期弥生文化の成立について

安藤広道

禅が喫茶に与えた影響について——茶禅一味についての一考察——

出雲寿子

古墳時代鬼高竪穴住居の空間利用——特に地域差・機能差について——

神野信

埼玉県小川和紙の今昔

前田郁子

撫糸文系土器文化の時間的・地域的変遷の検討

永野雅士

相模地方のキリストン

渡辺すみ子

遠山郷の霜月祭の研究——三信遠の湯立神楽との関連について——

原好恵

吉田松陰の天皇観

石橋弘子

日本山岳地名の再検討

鄭裕子

津田梅子——女子英学塾設立の意義——

鶴巻九三子

台湾高山族に於ける巫女と巫術

筒井攷珊

明治政府の神社合祀政策と村落祭祀——新潟県金津村の事例——

松井淳子

テラ島の噴火とクレタ文化の関係

泉井真美

結城紬——戦後の復興から現代まで、そして今後の展望についての一考察——

柏倉康子

ヘロドトスにおけるメディア王統史

青木志保

日本の漁村における女性の地位と労働の評価

泉谷好子

フェニシア都市サレプタとその出土土器について

——国有化政策をめぐって——

小山まみ子

イスラム法形成の史的展開——スンニー派四マズハブ

成立の背景と思想——

長浜 淳之介

日本人のメッカ巡礼

アッバース朝時代のバグダード

——八世紀と一〇世紀——

湯川 和子

ピューリタニズムにおける教会規律についての一考察

横井 幸恵

百年戦争とジャンヌ・ダルク

大越 輝美

ピューリタン革命の清教主義

大石 百代

——国王処刑に至るまで——

安倍道子
原信芳

吉武憲司
崎玉県立衛生短期大学講師

東海大学文明研究所助教授
フエリス女学院短期大学講師
慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程在学

ヨーロッパ中世都市における自由と自治について

桜井 準也
同

藤沢校地埋蔵文化財調査室主任調査員

——ドイツ中世都市を中心とした——

富島 千枝子
津田 和代

鶴田倉造
鶴田倉造

宇土市文化財保護審議委員

魔女狩り——人間虐待の歴史社会学的考察

亀岡 隆之
真田万里

稲葉隆政
稲葉隆政

キリンタン文化研究会会員

擦文土器におけるハケ目調整具についての実験的考察

鶴田倉造
鶴田倉造

藤沢校地埋蔵文化財調査室主任調査員
慶應義塾女子高等学校教諭

慶應義塾大学言語文化研究所講師

真下英信
慶應義塾大学文学部講師

執筆者紹介